

平成30年度千葉市ふるさと農園の管理に関する年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉みらい農業協同組合・一般社団法人千葉市園芸協会（以下「乙」という。）とは、平成30年3月23日付けで甲乙間で締結した「千葉市ふるさと農園の管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）第48条第1項の規定に基づき、平成30年度の事業年度に係る同条第2項の規定による委託料（以下「委託料」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（委託料の額）

第1条 平成30年度の事業年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日までをいう。）に係る委託料の額は、40,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（支払方法）

第2条 委託料の支払いは年12回とし、基本協定書第51条の規定に基づき乙の請求により支払うものとする。

平成30年4月分～平成31年3月分（12回） 月額 3,350,000円

（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（利益の還元）

第3条 基本協定書第71条第3項に規定による利益の還元方法については、甲の発行する納入通知書により甲に納付するものとする。

（疑義の決定等）

第4条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 4月 1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 熊谷俊



乙 千葉みらい農業協同組合・一般社団法人千葉市園芸協会

代表団体 千葉市中央区千葉港5番25号
千葉みらい農業協同組合
代表理事専務 小島英



構成団体 千葉市中央区若葉町537番地
一般社団法人千葉市園芸協会
会 加藤裕

